

令和8年度 第1回菊池市営住宅補充入居申し込み要領

受付期間：令和8年6月1日（月）～6月12日（金）

午前8時30分～午後5時必着（期日厳守）※土・日を除く

※抽選会の日時：令和8年6月30日（火）詳細は申込者に対し、後日連絡します。

※抽選の対象者：受付期間内に申し込みに関する必要書類等が完備し受付が済んだ人

1. 入居申し込みの条件（すべてに該当する必要があります）

- ①菊池市内に居住している方。（住民登録している）
- ②税金等の滞納がないこと。
- ③現在、自ら居住するための住居に困っていること。（持家がないこと）
- ④同居親族があること。（婚約者等も含みます）
※単身者の入居資格については3ページ参照。
- ⑤入居申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。
- ⑥収入が定められた収入基準内であること。
※月額所得の計算方法については4ページ参照。

世帯の種類	合計月額所得
一般階層世帯	158,000円以下
裁量階層世帯 例) 高齢者のみの世帯、障がい者または小学校就学前の子どもがいる世帯（※裁量世帯の詳細は3ページ参照）	214,000円以下

2. 申し込みに必要な書類（①～④の書類は必ず必要です）

- ①令和8年度第1回市営住宅入居申込書
※希望者多数の場合、第1希望に書かれた方を優先します。
（例：〇〇団地を第1希望に書かれた方1人、第2希望に書かれた方3人いた場合第1希望に書かれた人が当選となります。）
 - ②住民票【続柄が記載され、入居申込される全員分】
 - ③令和8年度 所得課税証明書【個人分】
【16歳以上(高校生除く)の方全員分。高校生の場合は学生証の写しで可】
※令和8年度 所得課税証明書は、令和8年1月1日在住の市区町村から発行される証明書になります。
 - ④その他（該当する方）
 - ・ 戸籍謄本（単身の方、住民票で続柄が確認できない場合など）
 - ・ 婚約証明書（結婚予定の方）
 - ・ 障害者手帳の写し
 - ・ 生活保護受給証明書（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者）
 - ・ 内縁届出書
 - ・ パートナーシップ宣誓書受領カード
- ※その他、事情に応じて必要な書類を提出していただく場合があります。

3. 申し込み方法

必要書類等完備のうえ、菊池市営住宅管理センター(菊池市役所都市整備課内)へ直接提出してください。

郵送の場合は、「簡易書留」郵便で受付期間最終日までに菊池市営住宅管理センター必着とします。

4. 募集対象となる団地

袈裟尾団地・音光寺団地・湊園団地・中町団地・砂田団地(平屋・2階建て)
流川団地・あさひが丘住宅・新明団地・岩本住宅・田島団地・福本団地・朝日西団地

5. 入居の優遇措置について

次の①～③のいずれかに該当し、それを証明する書類を添付して申し込まれた場合のみ、受付番号を2つ差し上げます。※年齢は全て受付最終日時点での満年齢です。

- ① 20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯
- ② 入居申込者全員が60歳以上の世帯
- ③ 裁量階層世帯のイ(1)～(3)に該当する障がい者がいる世帯(3ページ参照)

6. その他入居決定者の遵守事項

- ①入居者が決定した場合、連帯保証人2名の請書を提出する必要があります。
- ②敷金として、入居決定時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を入居前に納付していただきます。
- ③住宅の用途以外の使用または騒音等、他人に迷惑をかける行為等の禁止
- ④ペットの飼育禁止
- ⑤退去時には、損傷の程度、入居期間の長短にかかわらず、畳表の取替、ふすまの張替えをしていただきます。
- ⑥菊池市営住宅に入居した後、他の菊池市営住宅への申し込みはできません。申し込みをされる場合は、一度退去していただいた後、申し込みしていただくこととなります。

7. 申し込みに関する注意事項

- ①2の申し込みに必要な書類は、証明書を発行される市区町村が遠方である場合など、各証明書の取得に時間を要することがあります。早めにご確認して頂き、必ず入居申込書に添付して期限内に提出してください。また、年度を指定している証明書は、本要領で示した年度であることを、必ず確認してください。
証明書を取得される際は、本要領を持参する、又は写真に収める等して、証明書の取得誤りがないように努めてください。
- ②入居申込書等や各種証明書の記載事項に、相違があった場合、失格となります。
- ③今回の申込により市営住宅に入居できず、今後も市営住宅への入居を希望される場合は、次回以降も申込手続きを行ってください。

8. 問い合わせ・申込み先

菊池市営住宅管理センター(菊池市役所 都市整備課内)
〒861-1392 菊池市隈府888番地
TEL:0968-41-8160

○単身者の入居申し込み資格

- (1) 満60歳以上の方
- (2) 障がい者基本法第2条に規定する障がいのある人で、次に掲げる障がいの程度に該当する方。
 - 身体障がい 身体障がい者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度の方。
 - 精神障がい 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までに該当する程度の方。
 - 知的障がい 前項に規定する精神障がいの程度に相当する程度の方。
- (3) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で障がいの程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である方。
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。
- (5) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。
- (6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入居者の方。
- (7) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者。
- (8) DV被害者の方。

※身体上または精神上著しく障がいのあるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は申込できません。

○裁量世帯

※裁量階層世帯は次のイ又はロのいずれかに該当する世帯

イ. 入居者名義人又は同居者に次のいずれかに該当する方がいる場合

- (1) 身体障がい者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障がいの程度がある方。
- (2) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の障がいの程度がある方。
- (3) 知的障がい者（上記（2）と同程度）の方。
- (4) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、障がいの程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に該当する方。
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入居者等。
- (8) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの方。

ロ. 名義人が60歳以上、かつ、同居者のいずれもが60歳以上、又は18歳未満の方である場合。

○月額所得の計算方法

$$\boxed{(\text{世帯全員の所得額} - \text{控除額の合計}) \div 12 = \text{月額所得}}$$

控除合計額の計算 次表に基づき算出した全世帯員の控除額を合計します。

同居者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族 (同居外扶養親族も含む)	一人につき 38万円
特定扶養親族 (扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の人)	一人につき 25万円
老人扶養親族又は老人控除対象配偶者 (扶養親族及び控除対象配偶者で、70歳以上の人)	一人につき 10万円
寡婦控除	27万円 (所得額が27万円以下 の場合はその額)
ひとり親控除	35万円 (所得額が35万円以下 の場合はその額)
基礎控除振替額 給与所得・年金所得のいずれか	10万円 (所得が10万円以下の 場合はその額)
障がい者 ・身体障がい者手帳を所持し、3級から6級の人 ・療育手帳を所持し、Bの人、または児童相談所の長か更生 相談所の長から中度以下の知的障がい者と判定された人 ・精神障がい者保健福祉手帳を所持し、2級か3級の人 ・戦傷病者手帳を所持し、第4項症から第5款症の人 ・障害者控除対象者認定書の交付を受けていて、障がい者に 準ずる人	一人につき 27万円
特別障がい者控除 ・身体障がい者手帳を所持し、1級か2級の人 ・療育手帳を所持し、Aの人、または児童相談所の長か更生 相談所の長から重度の知的障がい者と判定された人 ・精神障がい者保健福祉手帳を所持し、1級の人 ・戦傷病者手帳を所持し、特別項症から第3項症の人 ・被爆者手帳を所持し、原爆の傷害作用に起因する旨の厚生 労働大臣の認定を受けている人 ・障害者控除対象者認定書の交付を受けていて、特別障がい 者に準ずる人	一人につき 40万円